

<個別案件確認表（組織委員会）>

組織委員会担当確認 平成 30 年 6 月 20 日

東京都作業部会確認 定額未満

(契約変更に伴う再確認年月日 令和 4 年 1 月 19 日)

事業名 共同実施事業（仮設等）

案件名 海の森クロスカントリーコース整備委託

確認の視点	組織委員会の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・大枠の合意のとおり、当該事業は都有施設における「仮設等のインフラ整備」であり、プレハブ・テント（組織委負担のオーバーレイ）を除き都の負担 ・パラ経費の該当なし 	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> ・大枠合意において、経費分担に関らず、オーバーレイ、仮設等のインフラの整備を実施する役割は組織委員会が担うこととなっている。 ・整備にあたり、組織委員会が会場状況を把握し、一元的な整備を進めることにより、IOC および IF 要件を反映した施設整備とコスト縮減が可能 	
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能かなど）、効率性（適正な規模、単価かなど）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・開催都市契約 大会運営要件で求められている施設の整備 ・芝コースの適切な管理を国際馬術連盟の規定により要求されている。 ・総合馬術競技会場の施設 (令和 4 年 1 月 12 日 契約変更に伴う追記) ・大会延期に伴い、芝コースの適切な維持管理を継続する必要がある。 ・工事期間における設計変更にかかる対応につき、受注者と協議の結果、現時点で手続きする必要があるもの。
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> ・FEI（国際馬術連盟）、コースデザイナー及びコースビルダーの要望に対し、アドバイザー（JRAF）の技術的知見を基に計画・整備している。 ・東京都積算基準（東京都建設局）を基に精査した標準単価等により積算。 (令和 4 年 1 月 12 日 契約変更に伴う追記) ・追加経費等については原契約や公共労務単価等に基づく単価が算出されている。また、コストコンサルタントの確認を受けている。

	納 得 性	<ul style="list-style-type: none"> ・予算内に収まる。 ・FEI 推奨の大会要件を満たす会場プランを基に、各 FA と協議し整備しているため、妥当である。 ・公園の排水について、農薬を含む排水が隣接する水上競技場の水質に影響する恐れがあるため、薬剤散布の可否及び排水経路については、契約（8月初旬）までの継続協議とし、協議結果によっては薬剤散布に関する工種を減額変更し、実施しないこととする。 <p>⇒（平成 30 年 10 月 12 日追記）薬剤散布の詳細及び追跡水質調査の方法について説明した。</p> <p style="color: red;">（令和 4 年 1 月 12 日 契約変更に伴う追記）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コストコンサルタントの確認を受けている。 	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること	<ul style="list-style-type: none"> ・大枠の合意で公費負担とされた、都有施設における「仮設等のインフラ整備」であり、公費負担の対象として適切であると考ええる。 ・V2 予算内 <p style="color: red;">（令和 4 年 1 月 12 日 契約変更に伴う追記）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約期間における設計変更及び大会延期に伴い生じる追加経費等を含む契約変更を行う。 ・引き続き、経費が最小限のものとなるよう抑制・削減に取り組む。 		

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。